令和5年第4回東広島市議会定例会

提出議案説明書

	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の	7 号	6	1	案第	議
	変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に					
•• 1	関する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	(総務部職員課)					
·· 2	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 号	6	1	案第	議
	(地域振興部地域づくり推進課)					
·· 3	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 号	6	1	案第	議
	(地域振興部地域づくり推進課)					
·· 4	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 号	7	1	案第	議
	(地域振興部地域づくり推進課)					
· · 5	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 号	7	1	案第	議
	(地域振興部地域づくり推進課)	- •			>1 C >1 V	F-3-2
· · 6	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 号	7	1	案第	議
J	(生活環境部環境先進都市推進課)	- ,		-	>1C >1V	F3.2
·· 7	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 号	7	1	案第	議
·	(健康福祉部地域共生推進課)	o y		•	>1C >1V	P3.2
8	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 号	7	1	室 第	謠
O	(健康福祉部地域共生推進課)	1 .	•	_	<i>J</i> C <i>J</i> V	J. 7.7.1
·· 9	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 号	7	1	安竺	業
• 9		J J	1	1	采 旡	硪
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)					

6 号 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・ 1 0 (産業部農林水産課)	176号	議案第1
7号 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・ 1 1 (都市部都市整備課)	177号	議案第1
8号 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・ 12 (都市部住宅課)	178号	議案第1
9号 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・ 13 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	179号	議案第1
0号 公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・ 14 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	180号	議案第1
1 号 請負契約の締結について・・・・・・・ 1 5 (建設部技術企画課)	181号	議案第1
2 号 請負契約の変更について・・・・・・・ 1 7 (建設部技術企画課)	182号	議案第1
3 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につ・・・・・ 1 8 いて (総務部職員課)	183号	議案第1
4号 職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・ 2 1 (総務部職員課)	184号	議案第1
5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 (総務部職員課)	185号	議案第1

議案第186	5 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保	
		育事業の運営に関する基準を定める条例の一部	
		改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
		(こども未来部保育課)	
議案第187	7 号	東広島市使用料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
		(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第167号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

(総務部職員課)

1 提案の要旨

広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、府中町に係る事務を加えることによる共同処理する事務の変更及びこれに伴う広島県市町総合事務組合規約の変更に関し協議しようとするものである。

2 組合規約の変更年月日 令和6年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

- 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(一略一)の数を増減 し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようと するときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するも のにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなけ ればならない。一略一
- 第290条 第284条第2項、第286条(一略一)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第168号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市寺西地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市寺西地域セン	寺西住民自治協議会	東広島市西条町寺家31
ター	会長 瀧鍵 和弘	66番地1

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第169号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市御薗宇地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市御薗宇地域セ	御薗宇小学校区住民自	東広島市西条町御薗宇 7
ンター	治協議会	200番地
	会長 勝谷 秀明	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第170号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市高美が丘地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとする ものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市高美が丘地域	高美が丘小学校区住民	東広島市高屋高美が丘四
センター	自治協議会	丁目34番2号
	会長 神殿 敬造	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第171号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市小田地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市小田地域セン	自治組織「共和の郷・	東広島市河内町小田21
ター	おだ」	8 2 番地
	会長 小早川 正治	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第172号

公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 提案の理由

ひがしひろしま墓園及び東広島市火葬場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として打	旨定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
ひがしひろしま墓園	シナジー・五輪グループ	東広島市西条町寺家6
ひがしひろしま聖苑	共同企業体 代表者	8 4 0 番地 1
黒瀬斎場	株式会社シナジー	
豊浄苑	代表取締役 樽本 陽輔 構成員	
河内斎場	株式会社五輪	
安芸津斎場	代表取締役 宮本 岳司 朗	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第173号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域共生推進課)

1 提案の理由

東広島市総合福祉センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市総合福祉セン	社会福祉法人東広島市	東広島市西条町土与丸1
ター	社会福祉協議会	108番地
	理事長 松尾 祐介	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第174号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域共生推進課)

1 提案の理由

東広島市地域福祉センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として	て指定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
黒瀬保健福祉センター	社会福祉法人東広島市	東広島市西条町土与丸1
豊栄保健福祉センター	社会福祉協議会	108番地
河内保健福祉センター	理事長 松尾 祐介	
安芸津文化福祉センタ		
<u> </u>		

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第175号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

東広島市安芸津地域福祉推進施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名 主たる事務所の所在均		
東広島市安芸津地域福	社会福祉法人東広島市	東広島市西条町土与丸1	
祉推進施設	社会福祉協議会	108番地	
	理事長 松尾 祐介		

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第176号

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市福富ふれあい農園の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
東広島市福富ふれあい	福富ふれあい農園運営	東広島市福富町下竹仁2	
農園	協議会	369番地	
	会長 高川 正男		

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第177号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

憩いの森公園の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

- 2 指定の内容
 - (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として打	旨定を受けるもの
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
憩いの森公園	賀茂地方森林組合	東広島市高屋町稲木2
	代表理事 川口 洋海	010番地5

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第178号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市部住宅課)

1 提案の理由

市営住宅及び東広島市西条駅前地区再開発住宅の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
市営住宅57施設(各	株式会社第一ビルサービ	広島市中区大手町五丁	
共同施設を含む。)	ス	目3番12号	
東広島市西条駅前地区	代表取締役 坂根 紳也		
再開発住宅(共同施設			
を含む。)			

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第179号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

八本松市民グラウンドの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名 主たる事務所の所在地		
八本松市民グラウンド	八本松住民自治協議会	東広島市八本松南二丁目	
	会長 土久岡 章治	1番1号	

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第180号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市福富パークゴルフ場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
東広島市福富パークゴ	東広島市福富パークゴ	東広島市福富町久芳44	
ルフ場	ルフ場運営委員会	9 0 番地	
	会長 橋川 邦義		

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

議案第181号

請負契約の締結について

(建設部技術企画課)

1 提案の理由

令和5年度土木施設災害復旧事業安芸津地区災害復旧工事(5-5)の請負契約を締結しようとするものである。

- 2 契約の内容
 - (1) 工事の場所東広島市安芸津町大田
 - (2) 工事の内容

土木一式工事

上大田川

掘削工 7,000立方メートル コンクリートブロック積工 1,209平方メートル 床固め工 7箇所

(3) 契約金額

2億3,511万8,400円

(4) 契約の相手方

東広島市高屋町稲木335番地の1

ラーフテクト株式会社

代表取締役 松 井 明 彦

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第182号

請負契約の変更について

(建設部技術企画課)

1 変更の理由

令和5年6月29日議決第121号により議決を経た令和4年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事(4-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額	
1億9,717万8,300円	1億9,717万8,300円 1億9,960万7,100円		

- 3 変更後の請負契約の内容
 - (1) 工事の場所 東広島市黒瀬町市飯田
 - (2) 契約の相手方

東広島市志和町七条椛坂1632番地の1株式会社三輝 代表取締役 木 村 遵 輝

(3) 工期

令和4年6月2日から令和6年3月29日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第183号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

(総務部職員課)

1 制定の理由

高齢期の職員の多様な働き方を可能とすることを目的として、地方公務員法に 規定する高齢者部分休業制度を導入し、その実施に関し必要な事項を定めようと するものである。

2 条例の内容

(1) 高齢者部分休業の承認 (第2条関係)

任命権者は、55歳に達した職員が、同年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日の1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合において、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として、これを承認することができる。

(2) 高齢者部分休業取得中の給与(第3条関係)

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(3) 承認の取消し又は休業時間の短縮(第4条関係)

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を 講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高 齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(4) 休業時間の延長(第5条関係)

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

3 施行期日

令和6年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(一略一)、へき地手当(一略一)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(一略一)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第26条の3 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(一略一)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員(第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者(一略一)の承認を受けて、当該職員の子(一略一)を養育するため、当該子が3歳に達する日(一略一)まで、育児休業をすることができる。一略一

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 第5条

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(-略-)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

議案第184号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の支給率の改定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料

- ア 行政職給料表及び消防職給料表について、最大7.99パーセントの割合 で給料月額を引き上げる。(第1条関係)
- イ 定年前再任用短時間勤務職員の給料表について、最大 0.5 3 パーセントの割合で給料月額を引き上げる。(第1条関係)
- ウ 一般職の任期付職員のうち高度の専門的な知識経験又は優れた識見が必要とされる業務に従事させる職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料表について、最大1.18パーセントの割合で給料月額を引き上げる。(第6条関係)
- (2) 期末手当(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条関係)
 - ア 令和5年12月に一般職の職員(特定任期付職員を除く。イにおいて同じ。)、市議会議員及び市長等並びに特定任期付職員に支給する期末手当の支給率を次のように引き上げる。

区分	現行	改正
一般職員	1.2月分	1.25月分
定年前再任用短時間勤務職員	0.675月分	0.7月分
市議会議員及び市長等	2.2月分	2.3月分
特定任期付職員	1.65月分	1.75月分

イ 令和6年度以後に一般職の職員、市議会議員及び市長等並びに特定任期付

職員に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。

区分	支給月	令和5年度	令和6年度以後
一般職員	6月	1.2月分	1.225月分
	12月	1.25月分	
定年前再任用短時間勤務職	6月	0.675月分	0.6875月分
員	12月	0.7月分	
市議会議員及び市長等	6月	2.2月分	2.25月分
	12月	2.3月分	
特定任期付職員	6月	1.65月分	1.7月分
	12月	1.75月分	

(3) 勤勉手当(第1条、第2条関係)

ア 令和5年12月に一般職の職員(会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く。(3)において同じ。)に支給する勤勉手当の支給率を次のように引き上げる。

区分	現行	改正
一般職員	1月分	1.05月分
定年前再任用短時間勤務職員	0.475月分	0.5月分

イ 令和6年度以後に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように 改定する。

区 分	支給月	令和5年度	令和6年度以後
一般職員	6月	1月分	1.025月分
	12月	1.05月分	
定年前再任用短時間勤務職	6月	0.475月分	0.4875月分
員	12月	0.5月分	

ウ 会計年度任用職員に対して他の一般職の職員と同様に勤勉手当を支給する こととする。

(4) 在宅勤務等手当(第2条関係)

在宅勤務を中心とした働き方をする一定の職員について、在宅勤務に伴う光 熱費、水道費等の費用の負担を軽減するため、新たに在宅勤務等手当を設け る。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 給料表並びに令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規 定 公布の日

イ 令和6年度以後に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定等 令和6

年4月1日

(2) 経過措置

ア 給料表並びに令和5年度に支給する期末手当(市議会議員及び市長等に係るものを除く。)及び勤勉手当に関する規定は、令和5年4月1日から適用する。

イ 令和5年度に市議会議員及び市長等に支給する期末手当に関する規定は、 令和5年12月1日から適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(一略一)、へき地手当(一略一)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(一略一)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第19条

2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第 26条第2項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の 給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額し て給与を支給するものとする。

議案第185号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

柔軟な働き方を推進することを目的として、職員の申告を考慮して勤務時間を 割り振ることを可能とするとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであ る。

2 改正の内容

- (1) 一定の職員について、始業及び終業の時刻を、職員の申告を経て、定められた1日の勤務時間と同一の時間数となるように勤務時間を割り振ることができるようにすることとする。(第3条関係)
- (2) 次に掲げる職員について、始業及び終業の時刻を、職員の申告を経て、定められた1週間の勤務時間を変更することなく、勤務時間を割り振ることができるようにすることとする。(第3条関係)
 - ア 子の養育又は配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護をする職員
 - イ アに掲げる職員の状況に類する状況にある職員
 - ウ 社会貢献活動又は公務上有用な知識若しくは技術を習得し、若しくは向上 させるために必要と認められる活動を行う職員
- 3 施行期日

令和6年4月1日

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第186号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

子ども・子育て支援法

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の 運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育 又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含 む。一略一)を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に 関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第187号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の理由

西条中学校屋内運動場に空気調和設備を、志和中学校にテニスコート及びその 照明施設を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を新たに定める とともに、安芸津中学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合に加算する使 用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 西条中学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合には、1時間当たり 800円を当該屋内運動場の使用料の額に加算する。(別表関係)
- (2) 志和中学校テニスコートの照明施設に係る使用料の額を次のとおり定める。(別表関係)

施設名及	及び区分	使用時間	使用料
照明施設	北側2面	1時間につき	200円
	南側1面	1時間につき	100円

(3) 安芸津中学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合に加算する1時間当たりの使用料の額を、次のとおり改定する。(別表関係)

現行	改正
7,040円	1,500円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日等

(2) 経過措置

施行日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例で これを定めなければならない。一略一